

令和3年6月市議会定例会一般質問通告全文

6月14日（月）

★通告順位	1-1	原口 康之
★件名		牧之原市地域公共交通網形成計画について

牧之原市の市民生活においては、高速道路や一般道路の整備が進み自動車の世帯保有台数も増えて、自宅や企業・事業所、小売店舗などでも駐車場が含まれる形で進んでおり、通勤や買い物など市民の生活に自家用車は欠かせない状況である。また、富士山静岡空港、御前崎港、東名高速道路相良牧之原 IC など陸・海・空の交通インフラが集積し、市民生活や企業の産業活動の基盤であることが「第2次牧之原市総合計画」の中でも挙げられている。しかしながら、市内には鉄道駅はなく路線バスですら廃止された地域もあり、公共交通機関は人口減少や少子高齢化により取り巻く環境は厳しく、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下などによりさらに利用者数が減少している。市は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、公共交通の維持・活性化を図るため乗合バスや自主運行バス、デマンド乗合タクシー等の連携を高めるなど、市と交通事業者、市民と協働で取り組む施策を目的として「牧之原市地域公共交通網形成計画」を平成30年6月に作成した。令和2年度には、従来の乗合いバス・自主運行バスの拠点であった相良営業所も移転して市民の移動手段、特に学生の移動に関して影響があると思われる。計画では、期間を平成30年から令和4年までの5年間に定め、3つの基本方針が示され17事業と6つの目標が定められている。

以下の3件についてお聞きする。

1 「幹線軸（裾野部）の路線の再編（事業2）」について

国道150号線を運行している2つの自主運行バス路線は、バス停は住宅集積地から距離があり、住民からも住宅集積地近くを通過する路線への変更が求められている。一部時間帯においての車両の小型化や市内各地からのアクセス性を高められるよう市民の集いの場である「いーら」への乗り入れ、さらには相良中心部及び榛原中心部と静岡方面へのアクセス向上や高校生の通学の利便性向上に資する路線再編について検討するとあるが、評価改善部会への事業進捗の報告とその評価を伺う。

2 「観光施策と連携した公共交通サービスの提供（事業10）」について

事業案として、「公共交通を利用した観光地のアクセス方法や観光地の情報を記載したマップの作成」「公共交通を利用したモデルルート、旅行プラン等の情報提供」「イベント時に公共交通の利用特典を付与する取組み」「レンタサイクル事業の展開」「観光目的の利用者への補助制度の検討」などが挙げられている。平成31年から実施されているが、観光施策と連携した事業の実施内容と評価、令和4年度（最終年）の予定実施事業について伺う。

3 「幹線軸（斜面部）の路線の再編（事業3）」「広域交流拠点連携軸（山頂部）の路

線の創出(事業4)」「高台開発に伴う交通結節機能・利用環境の充実(事業7)」について

高台を新たな拠点とした「高台」⇔「金谷駅」「高台」⇔「榛原市街地」・「相良市街地」のネットワークの検討や高台と西部方面、富士山静岡空港を結ぶ路線の創出、「広域交流拠点」の形成を目指す高台開発プロジェクトの進捗状況と調整を図りながらの「交通結節点」の整備計画などが挙げられている。これらは、令和3年度の試験運行、4年度の本格運行とあるが、今年度までの高台開発プロジェクトの進捗状況は準備組合を立ち上げたと聞くにとどまっている。高台開発プロジェクトの進捗が大きく関係するため、これらの事業の見直しも必要と考えるが、改めて高台開発プロジェクトの進捗状況と、これら事業計画が最終年度どうなるか。また、次計画にどう反映し、改善していくかを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	濱崎 一輝
★件名		新設する公共施設について

現在市内には多くの公共施設が存在し、計画的に修繕や改修が行われている。

これらは、市の第2次総合計画や公共施設マネジメント計画に基づくもので、将来の人口推計を考慮しながら、将来的にニーズが見込める公共施設であれば再配置や複合化などを検討しながら進められており、学校再編計画もこの中に含まれている。

公共施設は、市民生活において重要な役割を果たしている。その為、住まい近隣の公共施設維持を望む声が多く出てくるが、この先何十年も先を見据えた時、このまちの将来を担う子や孫世代がその施設をどれほど利用するのかということもよく考え、公共施設の質と量を最適に保っていく必要があると考える。

市では中長期的には、公共施設の総量削減を目指しており、新規の公共施設建設は原則行わないとしているが、まちづくりの戦略上必要であれば、総量増加への影響を極力抑制するなどの条件付きであれば、検討はあり得るとしている。

今年度、市が加盟している御前崎市と吉田町の各広域組合で運営している火葬場施設について、老朽化及び1市2制度による解消の為、新火葬場整備候補地の選定調査等を実施することになっている。

この火葬場施設は、当初牧之原市と吉田町で話しが進められていたが、途中から御前崎市も加わり2市1町での広域組合化の話しのもと進められていると認識しているが、設置される場所によっては、今後枠組みが変わっていくことも推測される。

火葬場とは必要不可欠な公共施設であり、誰でも生涯一度は必ずお世話になる施設だが、一般的には迷惑施設というイメージがあり、全国的に見ても火葬場施設建設にあたり地域住民の理解を得るのに困難を極めているケースが多く見受けられる。

一般的に、候補地選定から建設に至るまで長期間を要することが多く、短期間での決定は、その後のトラブルに発展する可能性を秘めている。そうならない為には、地域住民へは早めに説明会を開催し、丁寧な説明と併せ合意形成を図っていくことが望まれる。

次に、考えなくてはならないのが、大規模災害時における火葬場の稼働状況につ

いてである。これは、現在の火葬場においても同様のことが言えるが、大規模災害時には多くの死者が出ることが予想される。

その場合、遺体を一気に火葬場に搬送することは、火葬場周辺の環境悪化にも繋がり現場がパニックに陥ることになる。

その為、遺体はまずは遺体安置所に搬送し、そこでの身元確認が済んだ後火葬場に搬送されるようになる。

多くの自治体では、事前に遺体安置所を選定している場合が多いが、大規模災害時にその場所が倒壊したりして使用できないことも十分考えられるので、遺体安置所となる場所を複数確保していくことが望まれる。

次に、新火葬場施設候補地選定にあたり、牧之原市単独でできる範囲はどこまでなのかを市民に明確に示していく必要があると考える。

火葬場施設にはいろいろな側面からの配慮が必要になるが、特に環境面や心理面にはより一層の配慮が必要である。

その為、明確な根拠と共に建設地となる地元への対応は、候補地が決まりその後広域組合への移管後はどのようなようになるのか、はっきりさせておく必要がある。

最近の火葬場施設は、内部や外部も洒落たつくりになっており、環境面にも配慮した建物が多くなっている為、昔と違い迷惑施設としてのイメージが薄れてきている。しかし、従来からのイメージで環境面や心理面から建設をあまり快く思わない住民がいることも十分考えられるので、候補地選定の段階から、火葬場隣接地に地域住民が優先的に使えるコミュニティセンター等の公共施設や、市民の憩いの場となる公園施設等の設置も見据えた候補地選定が必要だと考える。

次に、大規模災害に備えた避難施設についてである。市では相良総合センター「い〜ら」周辺に放射線防護機能を有した、大規模な避難施設を計画し準備を進めている。

放射線防護施設は、PAZ 圏内の要配慮者等の被ばくのリスクを下げ、一時的な避難を行うためにも有効な施設であるが、その施設だけでは対象となる避難者を避難させることができない為、もう一つ普段は市民が自由に使える多目的体育館を整備することとなっている。

これらの施設はとても立派なもので、地域住民の安全安心を考えながら市民の多様なニーズに対応した先進的な施設となっている。

こと災害について考えた時、榛原側はPAZ 圏内から外れるものの、現在の榛原側の避難所の大半が津波浸水エリアとなっており、一度津波や洪水が起きた際には、市民が安全で安心して一時的な避難生活を送る場所が十分確保されているとは、言い難い状況であると感じる。

今後、公共マネジメント計画及び学校再編計画の中で、榛原地区と相良地区で小中一貫教育について学校施設の検討が具体的に検討されていく。

その施設計画に併せて、榛原側の学校の体育館は単なる体育館ではなく、いざ大規模災害があった際には、避難所として様々な機能を持たせながら、市民の多様なニーズに対応できる多目的体育館を整備する必要があると考える。

そこで、以下の点について伺う。

1 新火葬場施設候補地について

- (1) 候補地選定にあたり、地区からの公募方式にて行うと聞いているが、候補地となる地元に対してはどのタイミングで説明を行うのか伺う。
- (2) 火葬場候補地が決まり関係する他市町に打診し了承を得た後、万一候補地に決まった地元から多くの反対意見が出た場合、どのように対応していくのか伺う。
- (3) 大規模災害時には、多くの死者が出ることが予想される。その場合火葬能力不足が心配され、遺体の安置場所の確保が必要と考えるが、新火葬場候補地には遺体安置場所を含んでいるのか伺う。

2 新火葬場施設について

- (1) 新火葬場施設は広域組合の公共施設に位置づけられるが、牧之原市単独でどこまで主導権を持って進めていくことができるのか伺う。
- (2) 最近の火葬場施設は、従来からある施設とは異なり外観もさることながら内部も洒落たつくりになっており、環境面にも配慮した建物が多くなっている。その一方で、環境面や心理面から建設をあまり快く思わない住民もいることが考えられるが、火葬場施設建設にあたり地域住民が優先的に使用できる付属施設や公園施設等の設置は考えているのか伺う。

3 大規模災害に備えた避難施設について

津波や洪水、竜巻等の自然災害はいつどこで起きるか分からない。相良の「い〜ら」周辺にはあらゆる災害に備えた立派な大規模避難施設が計画されているが、榛原側にはそのような施設はない。年々大型化している自然災害等に備えて、榛原側にも同等またはそれに近い大規模避難施設を設置する必要があると考える。その場合、津波や洪水の浸水エリアとならない高台が望まれるが、学校再編計画と併せて、普段は学校の体育館として子どもたちや市民がスポーツを楽しむことができる多目的体育館が望まれるがいかがか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3 - 1	鈴木 千津子
★件 名		今後の財政計画の考え方を伺う

昨年から世界中に広まった新型コロナウイルスの影響により、今年からコロナワクチン接種が始まったといえ、今年もがまんの年となってしまいました。市内経済活動も思うに任せず、5月1日の突風災害もあり、当市における財政も底をつくのではと心配のところですが、しかしながら令和3年度は10月に市長、議員の改選があり、市民は市政はどのように変わるのかと期待を寄せています。また、第2次総合計画も終わりの2年目を迎え、次期総合計画へ向けて検証を行う時を迎えていると思われることから以下のことを伺います。

- 1 当初予算によると、財政調整基金も令和2年度末残高2,942,552千円から令和3

年度末には 1,843,489 千円となり、市債残高も 3 年前の令和元年度は 19,933,148 千円で 200 億円以下でしたが、令和 2 年度から増え、令和 3 年度末残高は 21,631,854 千円となります。合併特例債を元に始まった地域振興基金も 1,601,031 千円の残高と共に、この令和 3 年で終わりとなることから、今後の財政調整基金と、市債に対する考え方をお聞きします。

2 今後市が取り組む、中・長期大型事業はいくつあり、総事業費はいくらくらいを見積もっているのでしょうか。(広域施設等当市負担分含む。)

3 次世代へつげを残さないためにも、自主財源の確保をどのように考えているのでしょうか。

(質問方式：一括)

★通告順位	4 - 1	太田 佳晴
★件名		杉本市政 4 年の総括と牧之原市の将来展望

牧之原市誕生以来、3 期 12 年務めた西原市政を引き継ぐ形で、「継続と改革」をキャッチフレーズに厳しい選挙戦を勝ち抜いた杉本市長が、市政をスタートさせて早いもので 4 年の任期を 5 ヶ月後に終えようとしている。

豊富な行政経験の実績を活かし、杉本市長がこの間にやり遂げてきたことを振り返り、そして、今後、牧之原市が取り組んでいかなければならないと考えていることを確認する中で、杉本市長が描く牧之原市の将来展望が示されるよう質問する。

1 市長マニフェストの「継続と改革」では、多くの具体的な施策が示されていたが、継続と改革のそれぞれの中で、市長が自信を持って公約を果たせたと考える事業はどのようなものであるか。その効果も含めて代表的なものを示していただきたい。

2 牧之原市が活気あふれる街になるために、今後、どのような市政の舵取りが求められると考えているか。具体的な施策も示したその思いを聞く。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	植田 博巳
★件名		近年の豪雨における雨水排水対策について

近年、地球温暖化の影響により台風の大型化による豪雨や爆弾低気圧などによる集中豪雨など雨の降り方が変化し、今までに経験したことの無い洪水が各地で発生しており、時間雨量 50mm を超える時間強雨の発生件数が増加している。市内においても、令和元年の台風 19 号での溢水被害、浸水被害が発生し、この台風により全国各地で大きな被害が発生し、水害被害総額が 1 兆 8,000 億円と統計開始以来最大となるなど、今後、更に水害の頻発・激甚化が懸念されている。

このような中、国においては、治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気

候変動による降雨量の増加を考慮した計画」に見直しをし、集水域から氾濫域を一体ととらえた「流域治水」としてハード・ソフトで多層的に進めている。県においては、市内の二級河川萩間川の河道拡幅と堤防整備、勝間田川及び坂口谷川の河床掘削と堤防補強、その他各支流の河床掘削により河川断面の確保対策を進めている。

一方、市においては浸水被害対策として沢垂川の改修が開始されるなど一部地域では治水対策が進んでいるものの、市内の多くの都市下水路は昭和40年代から50年代にかけて改修され中にはそれ以前のものも多く混在する。当時に比べ都市化が進み地下に浸透する量の減少に伴い、雨水流出量の増大と堆砂により、流下断面不足や老朽化が進みその機能が損なわれていると推測する。

近年の豪雨に対して、市内全地域の雨水排水施設の現状評価及び今後の降雨量増加を基にした雨水排水対策と計画を構築し、安全・安心なまちづくりを進めるべきと考える。

このことから、次のとおり伺う。

- 1 近年の時間降雨強度に対しての既設都市下水路など雨水排水施設の流下能力及び老朽度などの施設評価と流域毎の排水流下形態について、道路側溝から都市下水路を経由して二級河川へ流下する地区、支線へ流下する地区、海に流下する地区があり、その排水方法は、自然流下、ポンプ圧送と地区により異なっている。これら地区毎の排水システムの流下能力評価について伺う。
- 2 現在の雨水排水施設の補修、改修、堆砂排除などの維持管理の考え方について伺う。
- 3 今後の治水・雨水排水対策と施設整備についての方針、計画について伺う。
(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	大石 和央
★件 名		教育の多様性について

教育の基本として学習指導要領の第1章では、「児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、児童（生徒）に生きる力を育むことを目指す」としている。

また、国連障害者権利条約（2014年1月公布）では、第24条教育で「機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」と定め、締約国に様々な義務と合理的な配慮を求めている。

大きくこの2点から、学校教育のあり方について質問する。

- 1 学習指導要領の目標とは何か
 - (1) 学習指導要領では「知識及び技能の習得」及び「思考力・判断力・表現力の育成」を挙げているが、どちらが優先されるのか。

- (2) 授業において、主体的・対話的で深い学びの実現としているが、GIGA スクール構想における学校教育の狙いとどのような整合性があるのか。
- (3) 全国的な学力評価について、OECD による国際的な学力調査である学習到達度調査 (PISA) で、国際的な学力の程度がはかられているが、「生きる力を育む」を目指している日本の教育と比較や評価は妥当なものであるのか。また全国学力テストもどのような意味があるのか。

2 新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議報告の評価について

文部科学省は本年2月に「新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議報告」を公表した。この報告に沿って文科省は法令を改正し、各教育委員会に通知し、学校や幼稚園で実施されることになる。

- (1) 市内の児童・生徒の通級・特別支援学級・特別支援学校の就学状況及び就学相談において児童・生徒や保護者の地域の学校への就学希望をどのように配慮しているか。
- (2) 有識者会議報告についてはどのように捉えているか。
- (3) インクルーシブ教育の具体的な推進について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-2	大石 和央
★件名		顧問弁護士の役割と自治体内弁護士の活用について

市では顧問弁護士への依頼を委託料として年間約100万円を計上している。どのような契約でどの範囲の法務上の依頼をして、その成果がどうであったのか明らかにされていない。

近年、法律解釈や条例づくりなど政策法務が重視されるようになり、自治体において弁護士を職員として雇用する自治体が増えているといわれている。日本弁護士連合会によると120の自治体が、法曹有資格者である自治体内弁護士として勤務させているとしている(2019年)。県内では島田市と富士市で採用しているという。そこで以下質問する。

1 顧問弁護士について

- (1) 現状での業務は具体的にどのようなものであり、どのような成果なのか。また委託料の範囲内で終結しているのか。
- (2) 付属機関などの専門家委員としての委嘱状況についてお聞きする。

2 自治体内弁護士について

日弁連では自治体で働く弁護士の積極的な活用をすすめているが、どのように考えるか。

(質問方式：一問一答)

6月15日(火)

★通告順位	7-1	藤野 守
★件名		牧之原市竜巻被害への支援について

5月1日に市内布引原他3か所で竜巻による大きな被害があった。市は被害について建物被害140棟をはじめ多数あったと発表している。人的な被害もあったが、亡くなった人がいなかったことは不幸中の幸いといえる。今回の竜巻被害については国による災害救助法の適用はされなかったが、市や市職員は発災直後から迅速な対応をしたと住民から評価された面もある。災害後の支援については直接的な国による支援はなかったものの、国の定める基準に達しなかった被害に対しては県の支援がされられている。今後はさらに市単独施策による独自の支援も必要となっている。

以上踏まえ次の事柄について伺う。

1 国・県の支援について

- (1) 災害救助法の適用はされなかったが、県の支援や今ある制度を超えた支援ができないか伺う。
- (2) 被災者生活再建支援法においても適用外である。一部損壊が多数あるが、今後考えられる支援策があるか伺う。
- (3) 住宅改修にあたって国土交通省の「瓦の脱落等の屋根被害対策」の利用の周知を図っているか伺う。

2 市単独の支援策について

- (1) 現在、災害による支援は基本的には市町村の対応を原則とする考え方である。今後、市単独の支援策があるか。
- (2) 災害に対する基本は自助としているが、衣食住は生活の基本である。この面での支援を市はどのように考えているか伺う。

3 今回の災害によって防災面において現時点で今後活かせる教訓や考えられる施策があるか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	鈴木 長馬
★件名		牧之原市民が安全で暮らせるように

牧之原市は安心、安全に向けて取り組んでいるが、15kmの海岸線に多くの住民が居住し、中でも相良、榛原地区それぞれの市街地に人口が集中しており、「静岡県第4次地震被害想定」によるとL2の地震発生時における被害は最大震度7、最大津波高14m、津波浸水域は10.8km²と想定され、死者数は14,000人で、このうち津波による死者数は13,000人と想定されている。

市は対策として、津波避難タワーやいのち山などの避難施設、避難地、避難通路を設置し安全な避難に向けて取り組んできた。また、5月1日には牧之原、勝間田、坂

部、須々木地区において、竜巻と思われる突風により住家、工場等の損壊が多数発生し、農業施設、茶園においても広い範囲で被害が発生するなど、これまで経験したことのない想定外の災害となった。この被害からの復興支援について、市議会からは市へ要望書を提出し、市からは農林水産省に対しては農業施設の撤去や再建について、環境省に対しては災害廃棄物の処理の国庫補助について、静岡県に対しては被害者に対する再建のための支援金について要望を行った。国及び県からは前向きな回答をいただいております、今後は被害を受けた方の一日も早い市民生活の回復と産業の復興に向けて進んでいくものと考えています。

過去に経験のない災害が身近に起きたわけではあるが、停電により、テレビ等の視聴やスマホの使用ができず、同報無線も全く聞こえなかったことから、被害状況について翌日まで知ることができなくなった。市は過去の私の一般質問での答弁において、「戸別受信機の整備に代えて、屋内だけでなくどこでも情報の入手ができるように携帯電話等への放送内容のメール配信やフェイスブックなどのSNSを活用した情報伝達手段を確立していくことで、音声に限らず各自において確認ができるようになるため、情報伝達の確実性と情報伝達サービスの向上が図れることから、多額の整備費用がかかることも含め今回は戸別受信機の全戸配備は行わない。」としている。今回のような災害では、停電によりテレビ等の視聴ができず、また携帯電話も使用できない状況の中、同報無線が唯一の頼りとなる。地球温暖化によるゲリラ豪雨、南海トラフ、巨大地震の発生も予想されており、想定外のことが起こることも考えられる。また、災害時に限らず、同報無線が聞こえない、聞こえづらいとの声も多方面から入っている。このような状況を解消するためにも、戸別受信機を各戸に配備し、情報伝達が確実に行われ、被害者を出さない安全な住環境が作れることを望む。

以上を踏まえ、次のとおり伺う。

- 1 放送内容が決定し、同報無線の屋外スピーカーから放送がされるまでの時系列は、どのような状況か。
- 2 同報無線の屋外スピーカーが聞き取りづらい原因はどう捉えているか。またその対策は。
- 3 戸別受信機の設置について
 - (1) 予算が確保されれば、戸別受信機は設置できるのか。
 - (2) 携帯電話のない高齢者世帯等への戸別受信機の設置状況は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	平口 朋彦
★件名		障がいのある方やご家族の声は届いているか、応えられているか、市の障がい者福祉施策を問う

2013年4月に施行された「障害者総合支援法」は、全て国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであ

るという理念にのっとり、障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を受けられること、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保されることなどを旨としている。

歴史を紐解けば我が国における障がい者に対する政策は、さかのぼること約 1300 年前の奈良時代のものが最古の記録として残る。だが救貧的側面が強いものであり、その流れは第 2 次世界大戦前まで続く。その後、日本国憲法公布を経て福祉三法の制定から、1960 年代に福祉六法が出揃い、2000 年代には行政が福祉サービスの必要性や内容を判断していた措置制度から、利用者の意思を反映すべく選択、決定をする支援費制度へと転換。しかしながら障がい者の種別による格差、地域間の格差、財源不足といった諸問題が浮き彫りになり、これらを克服せんがため「障害者自立支援法」が制定されたが、この法律もまだ全国的な違憲訴訟が提起され、国会でも幾度となく改正案が廃案となるなど紆余曲折の末、今日の「障害者総合支援法（以下、法という）」に至る。これらはまさに人々がその時代ごとに社会福祉施策を、より善きものへとブラッシュアップしてきた歩みでもある。

法はサービスの提供主体としてサービス利用者である障がい者に最も身近な地方自治体、つまりは市町村に一元化することを定め、役割を課している。この法の構造としてまず「自立支援給付」と「地域生活支援事業」という 2 本柱があり、「自立支援給付」の中の各種給付費のうちでも中心となる『介護給付』と『訓練等給付』と呼ばれる障害福祉サービスがあるが、今回の通告では法律上の分類ではなく、サービスの内容に合わせた分類、具体的には居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの【訪問系サービス】、就労移行支援や生活介護などの【日中活動系サービス】、施設入所や共同生活援護などの【居住系サービス】について要点を絞ってお聞きをし、併せて 2 本柱のうちのもう一方の「地域生活支援事業」、その他、障がい者福祉政策における課題についてもお聞きをする。

1 「自立支援給付」について

- (1) 【訪問系サービス】は、まさに自己決定権に基づき、本人の住まいと暮らし方を自らで選び取ることを支援するものであり、自宅に住み続けることを可能とする各種サービスは法の理念に見事合致するといえる。わが市における実績と見込みは先ごろ策定されたばかりの「第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画」に記載があるが、4 つのサービスの合算値であり、詳細が不明である。その内訳および利用者のニーズに応えられるだけのサービス提供が常時可能であるのかをお聞きする。
- (2) 【日中活動系サービス】のうち、市内でもっとも利用者の多い「就労継続支援 B 型」は雇用契約のある「A 型」と違い、労働基準法などの労働関係法規の適用がなく、最低賃金も保証されない。市内にある B 型事業所の平均工賃と一般就労率は。またこれらのデータから読み解く現状の課題について市はどう捉えているか。
- (3) 障がいのある子の親や家族にとって「親なきあと」は共通の課題である。子が障がいによって判断能力が不十分な場合、親として衣食住の面倒を見ている

自分が亡くなったり、また高齢になったら、認知症になったらと不安を抱えている。その不安は3つの課題からなり、①経済面 ②居住面 ③日常生活面と集約される。そのうちの②居住面が不安の中でも非常に大きなものである場合が多く、また優先的に検討せねばならないとも聞く。市の【居住系サービス】のうち、「施設入所支援」は在宅待機者がおり不足した状態が続き、また「共同生活援助（グループホーム）」は、今年度1件の整備が予定されているが、まだまだ足りないのではと考える。可及的速やかにサービス提供の充実を図る必要性はないか。

2 「地域生活支援事業」について

- (1) 地域生活支援事業の必須事業である「障害者相談支援事業」と、自立支援給付における「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」との関連性は。また2006年に国連で採択され、わが国も2014年に批准をした「障害者権利条約」制定時のスローガン「Nothing About Us Without Us（私たちのことを私たち抜きに決めないで）」を実践し、本人の意思尊重を図る環境づくりのために相談事業で留意されている点は何か。
- (2) わが市には現在「地域活動支援センター（Ⅱ型）」が1つしかないが、ニーズに応えられているのか。またⅠ型、Ⅲ型の必要性は。
- (3) 移動支援事業について、方法としては個別支援型、グループ支援型、車両移送型とあるが、市が委託している6事業所が行っている方法は利用者の余暇活動を促せるようなものとなっているか。

3 その他の障がい者福祉施策における課題について

- (1) 「障害者差別解消法」第7条第2項には、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは（中略）必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とある。過重な負担かどうかの判断要素としては①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度 ③費用・負担の程度 ④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況 の5つの要素がある。このうち①②④については、時宜により総合的に判断されると思われるが、③の予算⑤財政財務については、数値化しある程度の指針を提示できるのではないか。もとより当初予算には計上されていない費用となるため、「ない」と言ってしまうと、いつまでも障壁の除去が叶わないと懸念されるが。
- (2) 「地域生活支援拠点整備」について、前期（第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画）では「平成32年度末（令和2年度末）」までに拠点整備を目指すであったが、今回の第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画においては「令和5年度末」となっている。そもそも国は当初、2017年（平成29年）としていたが、これで2回目の先延ばしである。今期は確保できると考えてよいか。また地域生活支援拠点が持つとされる5つの機能は、市が目指している「面的整備型」よりも「多機能拠点整備型」のほうがより理想的な運用が

見込めると思われるが、面的整備型にこだわるのか。

- (3) 市内に「施設コンフリクト（障がい者施設建設に対する反対運動や施設と地域間の紛争）」はあるのか。またあるとしたら、行政はどういった対応をしているのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-1	澤田 隆弘
★件名		牧之原市内の耕作放棄地について

お茶の日本一と言えば静岡県と誰もがそう答えると思う。

今迄は、静岡県がお茶の生産日本一と誇りに思っていた。しかし、今は鹿児島県が日本一になりとても残念に思う。今年も、いつものように牧之原市の茶畑は萌黄色の新芽がきれいに揃い農家の皆さんは期待を胸に新茶を刈りとった。今年は、刈り取りが早くなったせいから始まると間もなく朝晩冷えた為、芽伸びが悪く例年より収量は少なかったが、単価が良かったので2番茶も頑張れると聞いている。例年ですと新茶の始まりは、温かな御前崎地区が4月の中旬過ぎから次第に他の地区へと移りますが、今年は、全地区的に早くなった事もありゴールデンウィークが全盛期なのにその前に終了した。これまで農家の皆さんは、お茶の景気が良く山の傾斜を開墾してお茶の木を植え頑張ってきたが、昨今葉売りで生計を立ててきた農家の後継者が茶価があまりにも安い為これではやっていけないと農業に見切りをつけ、それぞれ他の仕事を探して家族を養っている状態である。牧之原市の山間部を車で移動していると荒れた茶畑が目につき、防霜ファンが風でくるくる回っているのがやたらと気になる。放棄された茶の木は管理する方がいないために雑木のように大きくなり、害虫が増殖し近隣の農地に迷惑が掛かり、また、有害鳥獣の住処になっている為に二重被害が起こり1つも良いことはない。

以下の3点について伺う。

- 1 年々増加している耕作放棄地に対して市はどのような対策を考えているか。
- 2 農業に憧れる若者や移住者もいると聞くが、そのような人に対して耕作放棄地を活用した施策は考えているか。
- 3 今後の茶業の見通し、転作についてはどう考えているか。

(質問方式：一問一答)